

中小企業事業主の皆さまへ

「働き方改革推進支援助成金(※)」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入 に取り組む中小企業事業主を支援します！

※令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

| | 新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要 |
|-----------------|--|
| 対象事業主 | 新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規(※)で導入する 中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります) |
| 助成対象の取組 | ・テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 (※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません) |
| 主な要件 | 事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること |
| 助成の対象となる事業の実施期間 | 〔 令和2年2月17日～5月31日 〕 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 |
| 支給額 | 補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円 |

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません | <input type="checkbox"/> | 就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備 |
| | | <input type="checkbox"/> | 労務管理担当者に対する研修 |
| | | <input type="checkbox"/> | 労働者に対する研修、周知・啓発 |
| | | <input type="checkbox"/> | 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング |

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

| 対象経費 | 助成額 |
|---|---------------------------------------|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 | 対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限) |

ご利用の流れ

1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出 **(締切は5月29日(金))**
 ※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
 ※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請 (締切は7月15日(水))**
 ※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

| 中小企業事業主の範囲 | | |
|--------------------------|-------------|--------------|
| AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります | | |
| 業種 | A. 資本または出資額 | B. 常時使用する労働者 |
| 小売業 (飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

お問い合わせ先

テレワーク 相談 検索

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

(上記のフリーダイヤルがつかない場合には、以下の番号でも受け付けます。(5月31日まで)
 電話：03-5577-4724、03-5577-4734
 ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
 東京YWCA会館3階